

議会報告会における市民要望等に係る

各委員会での調査結果について

広報広聴委員会が取りまとめた「議会報告会で寄せられた意見・要望等について（報告）」中、B区分について、各委員会の所管事務調査として検討した結果、このほど各委員会から調査結果の報告がありましたので、その内容をお知らせします。

要望事項（B区分）及び調査結果

■総務消防委員会（調査日：平成30年6月22日）	
要望事項	調査結果（理事者回答）
自主財源の方に入ると思うが、豊島のスラグを置いてあった沙弥の県有地は、綺麗に整地されて1万坪と聞いている。坂出市から県に何か要望すれば、固定資産税とか事業税とか入ってくるのではないか。	当該県有地は、豊島の廃棄物等の処理により生成された熔融スラグの有効利用を図るため、平成16年度から中継地として使用されてきたが、平成30年3月末をもって施設等の撤去が完了した。これに伴い、当該県有地の分譲公募手続きが現在開始されたところである。なお、製造業の生産施設や流通業の物流施設を用途とすることが利用条件になっている。 順調に進めば、所有権移転後に当該地に対する固定資産税の収入が見込まれるとともに、地域経済の活性化や雇用の創出も期待できると考えている。
■市民建設委員会（調査日：平成30年6月26日）	
要望事項	調査結果（理事者回答）
府中湖の水質改善について、水質の維持・改善は管理者の責任であるので、広域水道企業団移行後も要望を続けてもらいたい。	香川県広域水道企業団には、府中湖の水環境の保全創出に関する事業や取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的に、香川県、坂出市、綾川町及び綾川流域の地元自治会、土地改良区等により構成されている、綾川流域水環境保全推進協議会への参画を働きかけると同時に、当協議会において、引き続き県や広域水道企業団等へ水質改善に向けた取り組みを要請していきたいと考えている。

空家等実態調査について、住宅だけでなく、物置、倉庫、ブロック塀も含めて調査はできないのか。

平成28年度に実施した空家等実態調査において調査対象とした空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法における空家等の定義に基づいたものであり、戸建住宅、長屋住宅、共同住宅、店舗、事務所、店舗併用住宅、工場、倉庫などである。また、これらに付属する工作物、門、ブロック塀などについてもその状態を調査対象としている。なお、基礎工事の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置などは調査対象としていない。

ブロック塀については、建物がすでに除却され、ブロック塀のみが残存している場合は調査対象としていない。